

- 電気用品安全法(以下「法」という。)に基づく報告の徴収及び立入検査を実施した結果、コーナン商事株式会社が平成13年度以降に輸入した電気用品に技術基準不適合等の違反が確認された。
- 平成26年6月27日、法に基づく改善命令及び表示の禁止を行うとともに、商務流通保安審議官名で嚴重注意を行い、違反の改善状況について定期的に報告すること等を指導した。

コーナン商事が平成13年度以降に輸入した電気用品**1623品目**について、法に基づく報告の徴収及び立入検査を実施し、違反の事実関係を調査した。

その結果、以下の違反を確定し、行政処分を行った。なお、コーナン商事は、法の義務を果たしていない電気用品について販売を停止するとともに、自主回収を実施。

違反の内容

- 法第3条(事業の届出) **3品目**
- 法第5条(変更の届出) **797品目**
- 法第8条第1項(基準適合義務) **88品目**
- 法第8条第2項(自主検査) **1015品目**
- 法第9条第1項(適合性検査) **319品目**
- 法第10条第2項(表示) **257品目**

※重複する違反あり

処分等の内容

(1)改善命令(法第11条)

法第8条第1項違反について、業務改善措置を策定し、その実施を確保するための体制を設けることを求める「改善命令」を発動した。

(2)表示の禁止(法第12条)

法第8条第2項又は第9条第1項違反について、違反のあった電気用品の型式ごとに1か月又は3か月の「表示の禁止」を発動した(同型式の輸入電気用品の販売停止)。

1か月間の表示の禁止 : 81型式

3か月間の表示の禁止 : 110型式

(3)嚴重注意(行政指導)

その他の違反に関して、商務流通保安審議官名で嚴重注意を行い、違反の改善状況について定期的に報告すること等を指導した。

<参考> 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）（抜粋）

（事業の届出）

第三条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 経済産業省令で定める電気用品の型式の区分
- 三 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（変更の届出）

第五条 届出事業者は、第三条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（基準適合義務等）

第八条 届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- 一 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。
 - 二 試験的に製造し、又は輸入するとき。
- 2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（特定電気用品の適合性検査）

第九条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

- 一 当該特定電気用品
- 二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの

2 （省略）

(表示)

第十条 届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項（特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

2 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(改善命令)

第十一条 経済産業大臣は、届出事業者が第八条第一項の規定に違反していると認める場合には、届出事業者に対し、電気用品の製造、輸入又は検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示の禁止)

第十二条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の電気用品に第十条第一項の規定により表示を付することを禁止することができる。

- 一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品（第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が技術基準に適合していない場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。 当該技術基準に適合していない電気用品の属する届出に係る型式
- 二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、第八条第二項又は第九条第一項の規定に違反したとき。 当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式
- 三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、前条の規定による命令に違反したとき。 当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

(販売の制限)

第二十七条 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

- 一 特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。
- 二 第八条第一項第一号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。